



ピコロの「一が聞きたいな

【第55回】特殊詐欺問題のお話

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(わ)251

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。

尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。
尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申上げます。

取り下げ最終期日 平成29年11月17日

民事訴訟管理センター

東京都 [REDACTED]
消費者相談窓口 03-[REDACTED]
受付時間9:00~18:00(日・祝日を除く)

【ピコロ】仙人さまーー！ピコロの家に変なハガキが届いたよ。「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」って書いてあるの。これってなあに？「民事訴訟管理センター」ってところから送られているから連絡しないと訴えられちゃうの？

【仙人】いかん！いかん！これは特殊詐欺じゃー！絶対にハガキに書いてある連絡先に電話してはいかんぞ！「民事訴訟管理センター」なんて組織は存在しないんじや！

【ピコロ】ええー！まさかピコロの所にもそんなハガキが届くなんて…。仙人さまー！特殊詐欺について詳しく教えて！皆「まさか自分が」と思うも

【仙人】詐欺被害に遭った人は手口になつておる。実は、ピコロのものとに届いたハガキと全く同じものが、滝上町民のもとにも届いてるんじやよ。

架空の請求だから無視しても全く問題なしじゃ！もし自宅に届いたら役場の商工観光課や警察まで知らせることにしたよ！

【仙人】他には、電話で役場や

【仙人】他には、電話で役場や総務省の名を名乗り、「還付金が発生した」と嘘をついて、入金するための手数料を請求する特殊詐欺が全国で多発しておるんじや。最近では役場職員になりすまして、実際に家まで来て、通帳を要求してくる事案まであるんじや。役場等が、電

キに書いてある連絡先に電話してはいかんぞ！「民事訴訟管理センター」なんて組織は存在しないんじや！

【ピコロ】電話をかけたら最後！悪い人たちに電話番号を知られて酷いことになるんじやぞー！

【仙人】一度でも詐欺にひつかかると、詐欺師は何度でも同じ人を狙うのじや。

【仙人】そうすると騙されやすい人として、個人情報が回ってしまうから、本当に一人で判断しないでほしいのじや。

のじや。これを機に今回は特殊詐欺について話すことになりましたかの。

特殊詐欺とは、不特定の人に対しても対面することなく、電話、FAX、メールを使って行う詐欺のことなんじや。

最近の特殊詐欺は、非常に手が込んでいて、一見「本当に請求や訴訟が来るのではないか？」と思われるほど巧妙な手口になつておる。

広報たきのうえ

全国一斉生活保護
110番を開催します

釧路青年司法書士協議会からのお知らせです。当協議会は、市民の権利擁護のために活動する若手司法書士による団体です。

このたび本協議会の活動の一環として、次のとおり生活保護に関する全国一斉の無料電話相談会を開催いたします。

電話相談会を開催いたします。生活に困っているなどの相談をお受けします。相談は無料、秘密は厳守しますので、ご利用ください。

【日時】

平成31年1月27日(日)
午前10時～午後4時

【専用電話番号】

☎ 0120-052-088
(当日のみの専用(臨時)の番号です)

▼問い合わせ先

釧路青年司法書士協議会
会長 安田順一

【住所】上川郡新得町屈足線
町1-47
FAX ☎ 0156-65-2198
0156-67-7207